

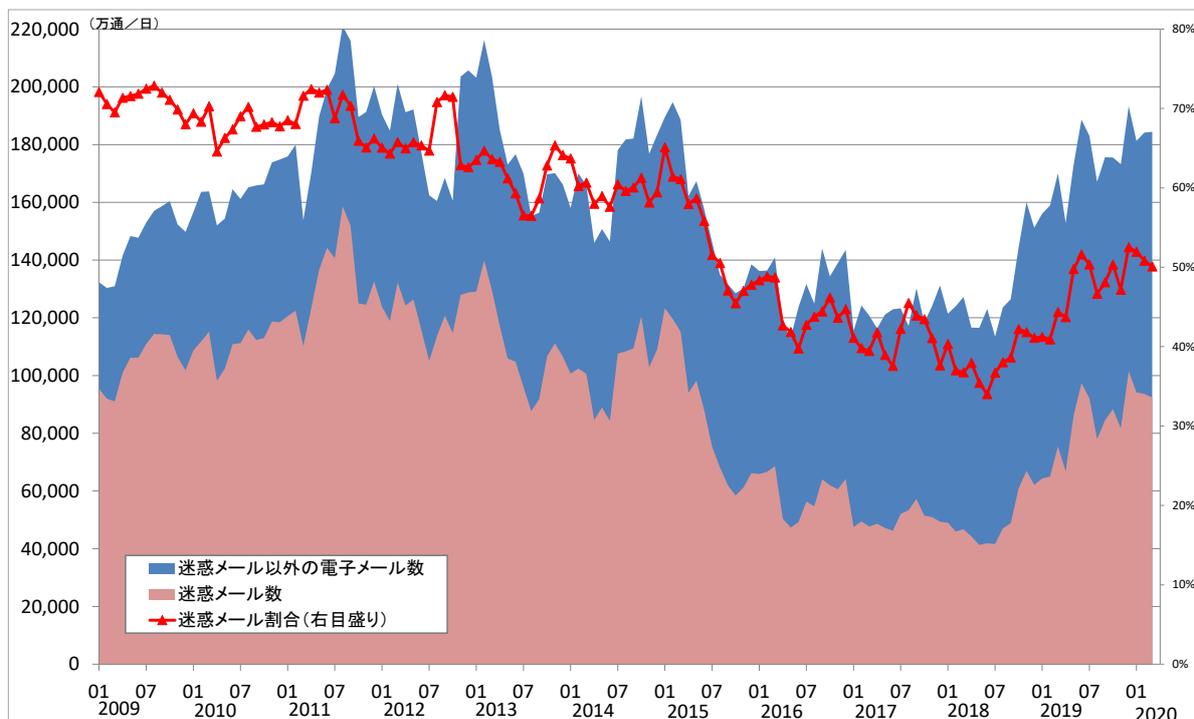
参考編



参考編第1節 迷惑メールの量・割合の推移

第1章第3節に記した図表1-3-1を再掲し、その具体的な数値を以下に記します。

図表S-1-1 迷惑メールの量・割合の推移



出典：総務省「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合（2020年3月時点）」

2019年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電子メール総数 (万通/日)	152,854	172,905	188,638	183,051	167,092	175,637	175,548	173,259	193,277	181,304	184,134	184,415
迷惑メール数 (万通/日)	66,829	86,083	97,395	92,180	77,969	84,475	88,374	81,744	101,509	94,188	93,598	92,388
迷惑メール割合 (%)	43.72	49.79	51.63	50.36	46.66	48.10	50.34	47.18	52.52	51.95	50.83	50.10
アカウント数 (万アカウント)	12,674	12,674	12,645	12,688	12,594	12,704	12,674	12,613	12,602	12,605	12,539	12,690
フィルター利用者数 (万アカウント)	10,580	10,578	10,558	10,605	10,665	10,821	10,799	10,735	10,720	10,723	10,657	10,789

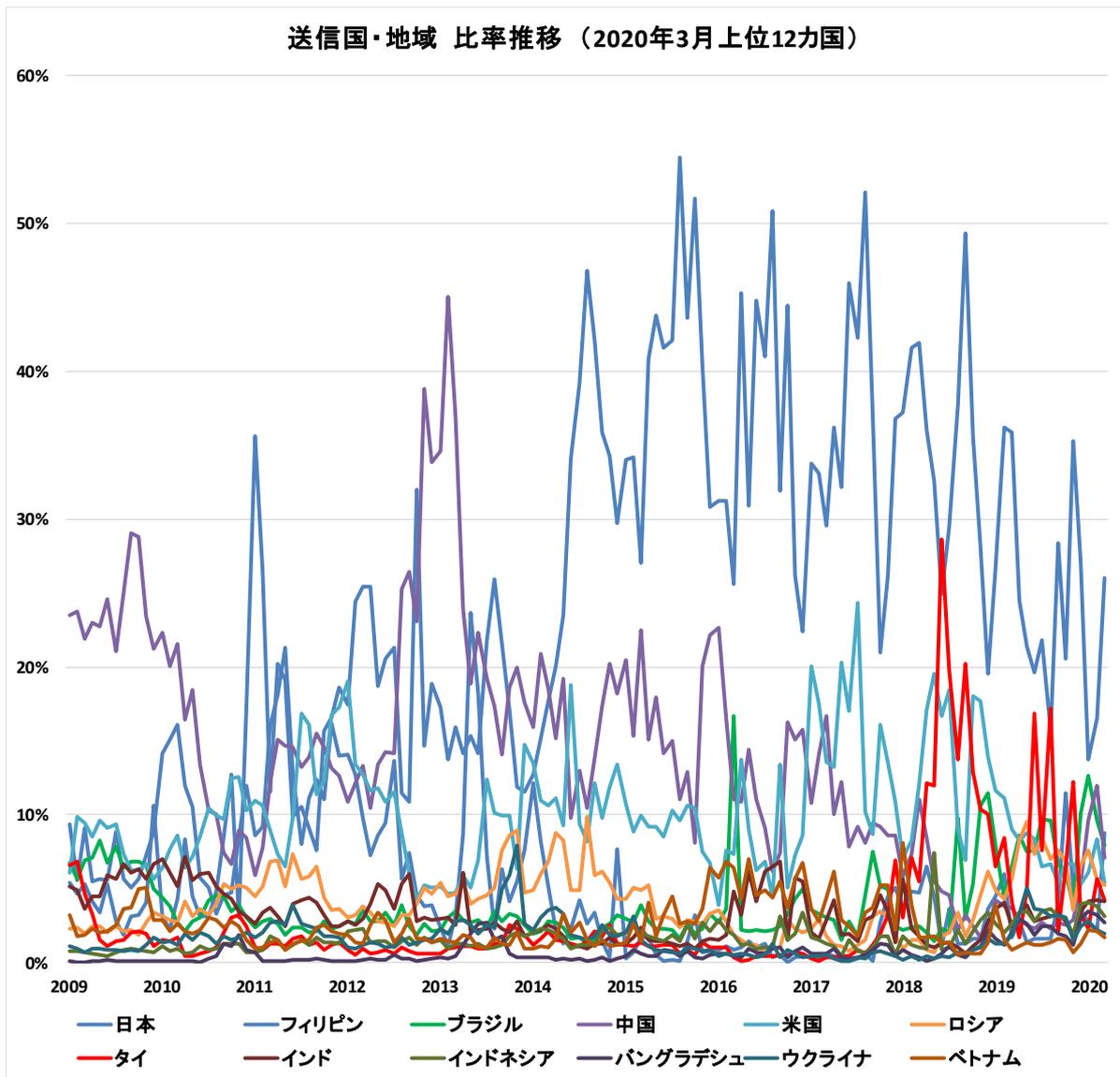
出典：総務省「電気通信事業者10社の全受信メール数と迷惑メール数の割合（2020年3月時点）」

参考編第2節 迷惑メール送信国・地域の推移

1 国内着の迷惑メール送信国・地域の推移

第1章第3節に記した図表1-3-4を再掲し、その具体的な数値を以下に記します。

図表S-2-1 迷惑メール送信国・地域の推移



出典：(一財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ(センターのモニター機で受信した情報を分析したもの)



2019年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本	24.52%	21.43%	19.69%	21.80%	15.65%	28.41%	20.53%	35.27%	27.01%	13.76%	16.48%	26.05%
フィリピン	2.79%	1.34%	1.62%	1.64%	1.58%	3.97%	11.43%	4.97%	3.60%	2.67%	2.08%	8.79%
ブラジル	8.63%	7.48%	7.59%	9.69%	9.65%	6.62%	5.96%	3.88%	10.09%	12.65%	9.61%	7.90%
中国	2.92%	2.51%	2.33%	2.70%	2.32%	2.73%	2.55%	2.85%	5.44%	9.61%	11.95%	7.08%
米国	8.30%	8.79%	8.34%	6.53%	6.65%	5.43%	6.65%	6.68%	5.32%	6.10%	8.34%	5.37%
ロシア	8.28%	9.55%	7.37%	8.47%	7.03%	7.61%	6.81%	3.54%	6.54%	7.57%	5.69%	5.24%
タイ	1.70%	4.87%	16.87%	7.55%	17.15%	2.11%	6.38%	12.22%	3.29%	2.30%	5.62%	4.23%
インド	3.40%	3.85%	2.75%	2.98%	3.12%	3.28%	2.79%	1.82%	3.48%	4.11%	4.24%	4.14%
インドネシア	3.34%	3.51%	2.83%	3.45%	3.62%	3.14%	2.98%	1.83%	3.95%	4.08%	3.77%	3.13%
バングラデシュ	2.93%	2.64%	1.88%	2.47%	2.45%	1.95%	1.82%	1.23%	2.93%	3.45%	3.22%	2.68%
ウクライナ	3.26%	5.07%	3.64%	3.57%	3.15%	3.17%	3.01%	1.54%	2.49%	2.80%	2.22%	1.92%
ベトナム	1.12%	1.37%	1.22%	1.22%	1.35%	1.58%	1.50%	0.71%	1.25%	2.20%	2.15%	1.72%

出典：（一財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ（センターのモニター機で受信した情報を分析したもの）

図表S-2-2 迷惑メール送信上位12か国の推移（各年3月時点）

迷惑メール送信国・地域の推移（各年3月時点での送信国・地域上位12か国の推移）

順位	2010年 3月	2011年 3月	2012年 3月	2013年 3月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
1	中国	フィリピン	日本	中国	中国	日本	日本	日本	日本	日本	日本
	21.57%	16.03%	25.44%	36.91%	18.57%	27.07%	25.64%	29.59%	41.99%	35.89%	26.09%
2	フィリピン	中国	中国	日本	日本	中国	ブラジル	中国	米国	米国	フィリピン
	16.11%	12.20%	13.28%	15.94%	17.73%	22.50%	16.72%	16.66%	12.06%	9.02%	8.79%
3	米国	日本	米国	米国	米国	米国	中国	米国	中国	ブラジル	ブラジル
	8.62%	11.53%	12.76%	4.76%	10.60%	9.91%	11.02%	13.54%	11.05%	6.52%	7.90%
4	インド	米国	フィリピン	ロシア	ロシア	ロシア	米国	ベトナム	外	香港	中国
	5.13%	8.93%	9.74%	4.64%	6.79%	4.87%	7.37%	4.38%	5.49%	5.63%	7.08%
5	日本	ロシア	ロシア	ブラジル	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ブラジル	フィリピン	ロシア	米国
	4.28%	6.81%	3.80%	3.48%	5.18%	3.90%	6.40%	3.02%	4.73%	5.62%	5.37%
6	韓国	韓国	ブラジル	フィリピン	ガナ	インド	インド	インド	香港	外	ロシア
	2.98%	5.18%	3.51%	3.29%	3.55%	2.41%	4.85%	2.89%	2.59%	4.17%	5.24%
7	ブラジル	インド	韓国	ガナ	ブラジル	ベトナム	韓国	シンガポール	ブラジル	中国	外
	2.69%	3.70%	3.06%	3.08%	2.76%	2.04%	2.01%	2.80%	2.48%	3.75%	4.23%
8	ロシア	台湾	インド	ガナ	インド	韓国	ベトナム	オーストラリア	インド	ベトナム	インド
	2.69%	3.04%	2.95%	2.81%	2.52%	2.03%	1.85%	2.46%	1.78%	2.63%	4.14%
9	ベトナム	ブラジル	香港	インド	香港	フィリピン	ロシア	ロシア	ベトナム	インド	ベトナム
	2.64%	2.96%	2.93%	2.56%	2.25%	1.66%	1.83%	1.74%	1.72%	2.49%	3.13%
10	英国	ガナ	スリランカ	ベルギー	ベトナム	ガナ	メキシコ	韓国	ロシア	ブルガリア	ブルガリア
	2.34%	2.69%	2.36%	1.88%	2.22%	1.57%	1.40%	1.49%	1.52%	2.03%	2.68%
11	外	ベトナム	ベトナム	韓国	外	ベトナム	香港	ベトナム	ベトナム	ガナ	ガナ
	1.71%	1.80%	2.29%	1.72%	2.15%	1.44%	1.10%	1.32%	1.07%	1.88%	1.92%
12	スリランカ	ベトナム	台湾	ベトナム	韓国	外	外	英国	アルゼンチン	フィリピン	ベトナム
	1.55%	1.34%	1.57%	1.35%	1.94%	1.35%	0.99%	1.23%	1.06%	1.71%	1.72%

出典：（一財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ（センターのモニター機で受信した情報を分析したもの）



2 世界全体の迷惑メール送信国・地域の推移

第1章第3節に記した図表1-3-6を再掲します。

図表S-2-3 各年の迷惑メール送信国・地域上位20か国・地域の推移

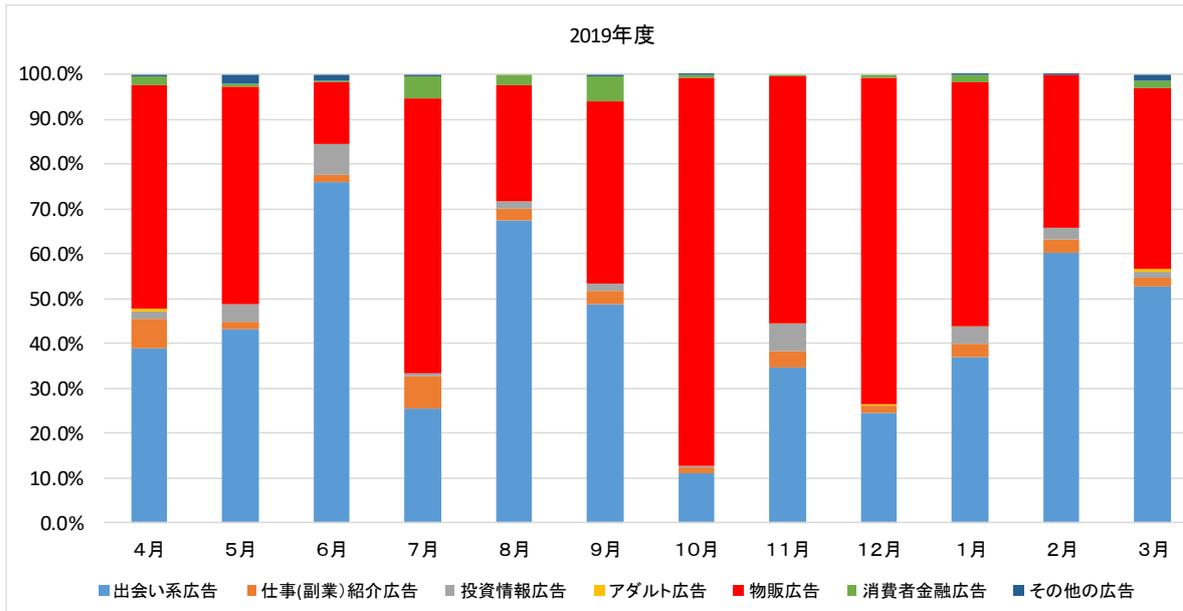
順位	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
1	米国 15.2%	米国 12.1%	米国 13.2%	中国 11.7%	中国 21.3%
2	ロシア 6.2%	ベトナム 10.3%	中国 11.3%	米国 9.0%	米国 14.4%
3	ベトナム 6.1%	インド 10.2%	ベトナム 9.9%	ドイツ 7.2%	ロシア 5.2%
4	中国 6.1%	中国 4.7%	インド 7.0%	ベトナム 6.1%	ブラジル 5.0%
5	ドイツ 4.2%	メキシコ 4.4%	ドイツ 5.7%	ブラジル 4.9%	フランス 3.0%
6	ウクライナ 4.0%	ブラジル 4.0%	ロシア 5.4%	インド 4.8%	インド 2.8%
7	フランス 3.2%	ロシア 3.5%	ブラジル 4.0%	ロシア 4.3%	ベトナム 2.62%
8	インド 3.0%	フランス 3.4%	フランス 3.7%	フランス 3.3%	ドイツ 2.61%
9	アルゼンチン 2.9%	ドイツ 3.2%	イラン 2.0%	スペイン 2.2%	トルコ 2.2%
10	ブラジル 2.9%	トルコ 2.3%	イタリア 1.9%	英国 2.2%	シンガポール 1.72%
11	スペイン 2.4%	イラン 2.1%	メキシコ 1.8%	アルゼンチン 2.2%	ウクライナ 1.70%
12	イタリア 2.2%	アルゼンチン 1.9%	トルコ 1.8%	ポーランド 1.1%	インドネシア 1.6%
13	英国 2.2%	インドネシア 1.8%	アルゼンチン 1.6%	トルコ 1.7%	オランダ 1.5%
14	トルコ 2.0%	コロンビア 1.5%	英国 1.6%	イラン 1.7%	アルゼンチン 1.5%
15	メキシコ 1.9%	スペイン 1.5%	オランダ 1.5%	インドネシア 1.7%	ポーランド 1.2%
16	韓国 1.8%	パキスタン 1.3%	スペイン 1.5%	メキシコ 1.6%	バングラデシュ 1.1%
17	日本 1.8%	イタリア 1.2%	インドネシア 1.4%	イタリア 1.4%	スペイン 1.0%
18	シンガポール 1.6%	ポーランド 1.1%	コロンビア 1.2%	オランダ 1.4%	イタリア 0.95%
19	オランダ 1.5%	英国 1.1%	パキスタン 1.1%	コロンビア 1.1%	カナダ 0.94%
20	ルーマニア 1.5%	シンガポール 1.1%	ウクライナ 1.1%	ルーマニア 1.1%	コロンビア 0.92%

出典：カスペルスキー（株）のスパム発信国リスト Sources of spam by country を元に迷惑メール対策推進協議会が作成

参考編第3節 迷惑メールの内容の傾向

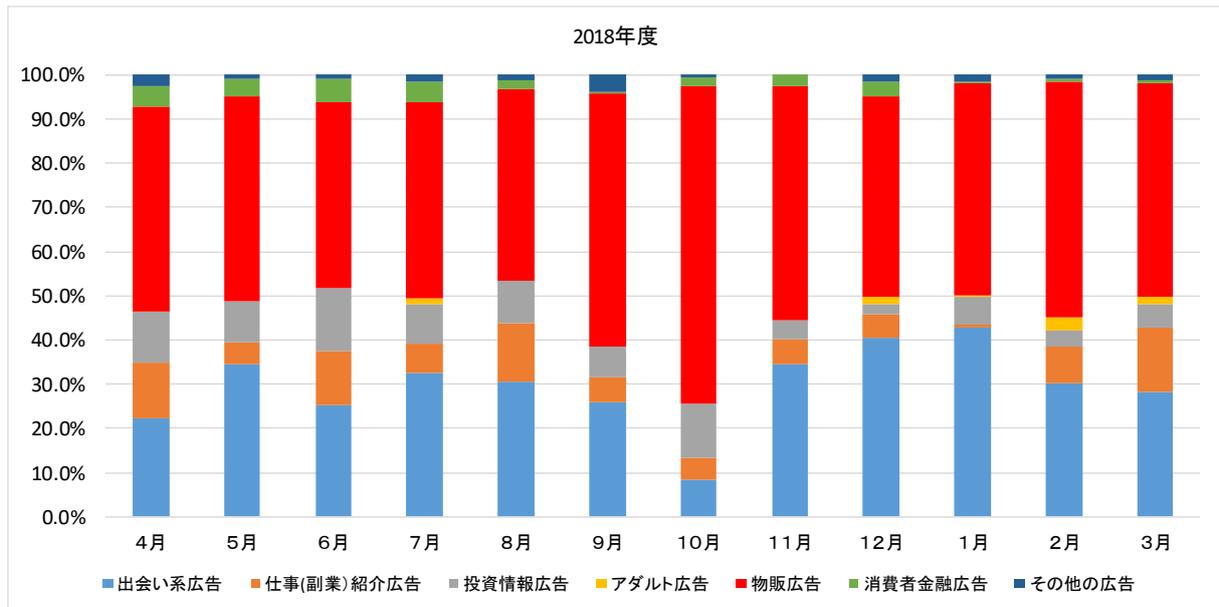
第1章第3節に記した図表1-3-5を再掲し、その具体的な数値を以下に記します。

図表S-3-1 迷惑メールの内容の傾向



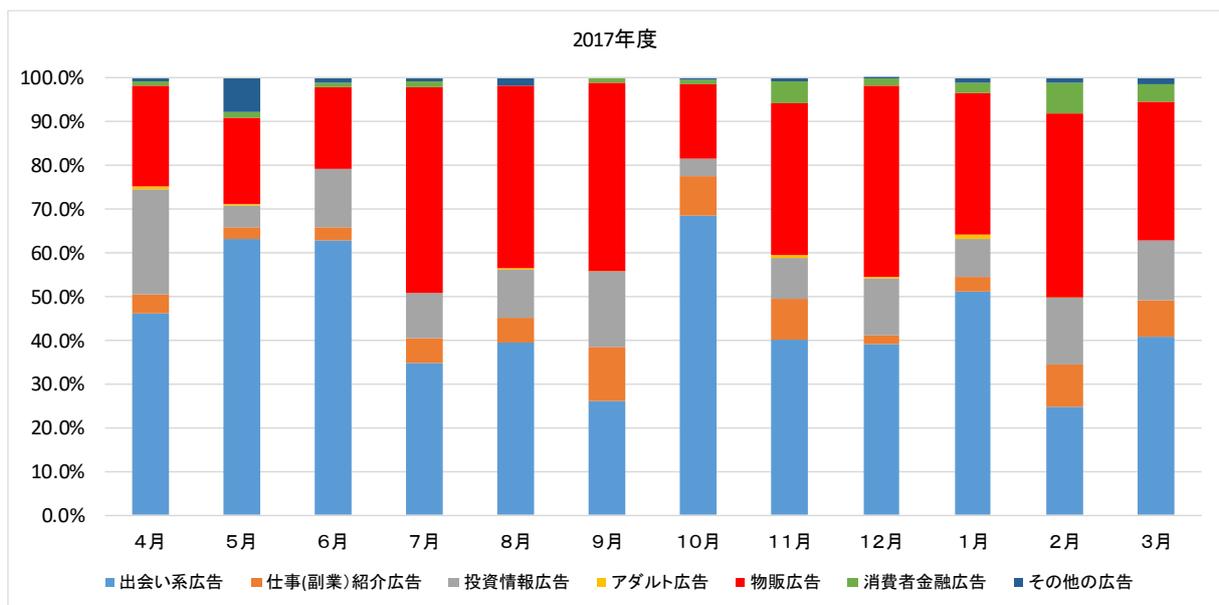
迷惑メールの内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出会い系広告	39.1%	43.2%	75.9%	25.3%	67.5%	48.6%	11.0%	34.8%	24.6%	37.0%	60.1%	52.6%
仕事(副業)紹介広告	6.4%	1.6%	1.8%	7.3%	2.7%	3.2%	1.3%	3.3%	1.4%	2.9%	2.9%	2.1%
投資情報広告	1.6%	3.8%	6.7%	0.8%	1.5%	1.5%	0.6%	6.3%	0.2%	3.8%	2.9%	1.2%
アダルト広告	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.6%
物販広告	50.0%	48.5%	13.8%	61.0%	25.8%	40.6%	86.4%	54.8%	72.6%	54.2%	34.0%	40.4%
消費者金融広告	2.0%	0.9%	0.5%	5.0%	2.5%	5.5%	0.6%	0.5%	0.8%	1.7%	0.0%	1.7%
その他の広告	0.4%	2.0%	1.3%	0.5%	0.0%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	1.4%

出典：(一財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ(一般通報における広告・宣伝メールの内容別比率)



迷惑メールの内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出会い系広告	22.4%	34.4%	25.3%	32.5%	30.4%	25.8%	8.3%	34.7%	40.5%	42.7%	30.3%	28.3%
仕事(副業)紹介広告	12.6%	4.9%	12.3%	6.6%	13.3%	5.7%	5.0%	5.6%	5.3%	0.8%	8.1%	14.4%
投資情報広告	11.3%	9.3%	14.2%	9.1%	9.7%	7.0%	12.4%	4.0%	2.3%	6.2%	3.7%	5.5%
アダルト広告	0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.3%	2.9%	1.7%
物販広告	46.3%	46.4%	42.2%	44.4%	43.5%	57.5%	71.8%	53.2%	45.5%	48.0%	53.4%	48.3%
消費者金融広告	4.8%	4.1%	5.3%	4.7%	1.8%	0.2%	2.1%	2.4%	3.2%	0.5%	0.7%	0.7%
その他の広告	2.5%	0.8%	0.7%	1.6%	1.2%	3.9%	0.4%	0.0%	1.5%	1.5%	0.8%	1.1%

出典：（一財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ（一般通報における広告・宣伝メールの内容別比率）



迷惑メールの内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出会い系広告	46.2%	63.1%	63.0%	34.9%	39.3%	26.2%	68.6%	40.3%	39.2%	51.2%	24.9%	40.7%
仕事(副業) 紹介広告	4.2%	2.7%	2.8%	5.6%	5.7%	12.1%	9.1%	9.3%	2.0%	3.3%	9.4%	8.3%
投資情報広告	24.0%	5.1%	13.5%	10.2%	11.1%	17.3%	4.0%	9.3%	12.9%	8.8%	15.3%	13.9%
アダルト広告	0.7%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.5%	0.2%	0.9%	0.1%	0.0%
物販広告	23.0%	19.5%	18.4%	47.3%	41.8%	42.9%	17.0%	34.9%	44.0%	32.3%	42.1%	31.8%
消費者金融広告	1.0%	1.5%	1.3%	1.2%	0.0%	1.2%	0.8%	4.8%	1.5%	2.4%	6.9%	4.0%
その他の広告	0.8%	7.8%	1.0%	0.8%	1.8%	0.0%	0.6%	0.8%	0.2%	1.1%	1.3%	1.3%

出典：（一財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ（一般通報における広告・宣伝メールの内容別比率）



参考編第4節 特定電子メール法の執行状況

1 2008年改正までの執行状況（オプトイン規制導入前）

図表S-4-1 2008年改正までの総務大臣による措置命令

処分年月	対象者名	法違反の内容
2002年12月	東京都中野区の事業者（名称非公表）	表示義務違反 再送信禁止義務違反
2003年11月	東京都中野区の事業者（名称非公表）	表示義務違反
2004年4月	(株)エス・アイ・エス・ワールド	表示義務違反
2005年9月	(有)コスモメディアサービス	表示義務違反
2008年2月	(株)ビューティースタイル	表示義務違反
2008年6月	(株)Botolo	表示義務違反

図表S-4-2 2008年改正までの警察による摘発

摘発年月	概要
2006年5月	千葉県警が東京都内の男性を逮捕
2006年8月	大阪府警が大阪市内の元会社社長などを書類送検
2007年1月	千葉県警が東京都内の会社社長などを逮捕

2 2008年改正後の執行状況（オプトイン規制導入後）

図表S-4-3 2008年改正後の総務大臣および消費者庁長官による行政処分（措置命令）（オプトイン規制導入後）

処分年月	対象者名	法違反の内容
2009年4月※	個人事業者	受信者の同意を得ずに送信
2009年6月※	(株)HolyAce	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2009年10月	(株)EIGHT	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2009年10月	(株)アルファクト	受信者の同意を得ずに送信
2009年12月	(株)エレクトリックオペレーション	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2010年3月	個人事業者	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2010年4月	(株)スパイラルネット	受信者の同意を得ずに送信
2010年4月	(株)広告研究所	受信者の同意を得ずに送信
2010年8月	(株)アンビション	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2010年12月	(株)ITS	受信者の同意を得ずに送信
2011年1月	(株)エース	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反

処分年月	対象者名	法違反の内容
2011年3月	(株)フレンディア	受信者の同意を得ずに送信
2011年3月	(株)エルベール	受信者の同意を得ずに送信
2011年4月	(株)シックスエストレラ	受信者の同意を得ずに送信
2011年5月	(株)ノプロ	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2011年6月	個人事業者	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2011年6月	(株)FINE	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2011年6月	(株)Breeze	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2011年6月	(株)next media	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2011年7月	(株)Cyber Factory	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2011年10月	(有)ライズ	受信者の同意を得ずに送信
2011年12月	(合)ウィンラック	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2012年3月	(株)ソル	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2012年5月	(株)ライズ(旧社名(株)SEO)	受信者の同意を得ずに送信
2012年6月	(有)カリスト	受信者の同意を得ずに送信
2012年7月	(株)アイエイコミュニケーションズ	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2012年8月	(株)ポアソルチ	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2013年2月	(株)シグナル	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2013年2月	(株)vivid	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反、表示義務違反
2013年3月	(有)ナビール	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2013年3月	(株)福田	受信者の同意を得ずに送信
2013年5月	(株)Capsule	受信者の同意を得ずに送信
2013年9月	(株)アップスタート	受信者の同意を得ずに送信
2013年9月	(株)アレグレ	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2013年11月	(株)GNT	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2013年12月	(株)INFLUENCE	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2013年12月	(株)Neptune	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2014年2月	(株)SANS	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2014年5月	(株)ミネルバ	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反
2014年6月	(株)Peace	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反



処分年月	対象者名	法違反の内容
2014年11月	(株)インペリアル	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2014年12月	(株)440	受信者の同意を得ずに送信
2015年2月	(合)ネクスト	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2015年2月	(株)メテオ	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2015年2月	(株)アイコミュニケーション	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2015年5月	(株)ヒカリメディア	受信者の同意を得ずに送信
2015年5月	(株)Ties	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2015年6月	(株)トライデント	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2015年9月	(株)フィーズ	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2015年9月	(株)エムパワー	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2015年9月	(合)エース	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2015年10月	(株)スタイラス	受信者の同意を得ずに送信 表示義務違反
2017年11月	(株)ライトニング	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反
2018年3月	(株)MOTHER	受信者の同意を得ずに送信 記録保存義務違反 表示義務違反

※2009年8月以前は総務大臣による措置命令

図表S-4-4 2008年改正後の警察による摘発（特定電子メール法第5条（送信者情報偽装）違反関連）

摘発年月	概要
2011年1月	京都府警・山梨県警が東京都内の男女計7名を逮捕
2013年7月	千葉県警が東京都内などの6名を逮捕

図表S-4-5 2008年改正後の警察による摘発（特定電子メール法第7条（措置命令）違反関連）

摘発年月	概要
2014年9月	警視庁が東京都内の男1人を逮捕
2014年10月	警視庁・北海道警が千葉県内などの男3人を書類送検

図表S-4-6 2008年改正後の警察による摘発（特定電子メール法第28条（報告徴収）違反関連）

摘発年月	概要
2015年4月	警視庁が東京都内の法人（1社）及び男1人を書類送検

参考編第5節 特定商取引法の執行状況 (電子メール広告に関するもの)

1 2008年改正までの執行状況(オプトイン規制導入前)

図表S-5-1 2008年改正までの特定商取引法に基づく行政処分(オプトイン規制導入前)

処分年月	対象者名	処分内容	法違反の内容
2003年10月	(有)アクセス・コントロール	指示	法律に義務づけられている表示事項の欠落や不適切な表示を行っていた
2003年10月	(株)リメイン	指示	法律に義務づけられている表示事項の欠落や不適切な表示を行っていた
2005年6月	(有)アジア・オアシス	業務停止命令 3ヶ月	表示義務違反
2005年6月	(有)エス・ケー・アイ	業務停止命令 3ヶ月及び指示	表示義務違反及び顧客の意に反する申し込み (ワンクリック)
2006年3月	個人事業者	業務停止命令 1ヶ月	広告表示義務違反及び虚偽広告
2007年3月	(有)アイニティプランニング	業務停止命令 6ヶ月	表示義務違反、誇大広告及び顧客の意に反する 申し込み
2007年3月	(株)フィットウェブ	業務停止命令 3ヶ月	表示義務違反、誇大広告及び顧客の意に反する 申し込み
2008年5月	(有)メディアテクノロジー	指示	誇大広告

2 2008年改正後の執行状況(オプトイン規制導入後)

図表S-5-2 2008年改正後の特定商取引法に基づく行政処分(オプトイン規制導入後)

処分年月	対象者名	処分内容	法違反の内容
2009年2月	(株)クロノス	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2009年3月	(合)HAiGHA(メイヤ)	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2009年5月	(有)リーテックシステムズ	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2009年8月	ニュートラルインターネットリサーチ(株)	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2010年8月	(合)S・T企画	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2010年8月	(合)パルク	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2010年10月	(株)BEAR	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2011年8月	(株)ジョイント	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信
2011年9月	(株)アクオリティ	指示	受信者の請求承諾を得ずに電子メール広告を送信



参考編第6節 送信ドメイン認証技術の導入状況

総務省の業務委託先である（一財）日本データ通信協会が（株）日本レジストリサービスと共同研究契約を締結し、2018年1月から、JPドメイン名における送信ドメイン認証技術の導入状況の調査を開始しました。その調査結果（JPドメインにおける全体の導入状況およびドメイン種別毎の導入状況）を以下に記します。

JPドメイン全体

図表S-6-1 送信ドメイン認証技術の導入状況（全体）

年	月	[a] 全ドメイン名数 ※括弧内はMXレコードを有するドメイン名数	[b] 全ドメイン名 の中での SPF設定数 ※括弧内 はMXレコ ードを有する ドメイン名 の中でのSPF 設定数	[c] 全ドメイン名 の中でのDMARC 設定数 ※括弧内はMX レコードを有する ドメイン名 の中でのDMARC 設定数	DMARCポリシーの設定状況 ※括弧内はMXレコードを有するドメイン名の中での DMARC設定しているドメイン数				DMARCレポートの宛先の設定状況 ※括弧内はMXレコードを有するドメイン名の中での DMARC設定しているドメイン数			
					[d] p=rejectと しているドメ イン名数	[e] p=quara ntineと している ドメイン 名数	[f] p=none としている ドメイン名 数	[g] DMARCポリ シーとし て、reject、 quarantine およびnone 以外のもの を記述（誤 記）してい るドメイン 名数	[h] ruaタグおよ びrufタグを 共に設定して いないドメイ ン名数	[i] ruaタグのみ を設定して いるドメイ ン名数	[j] rufタグのみ を設定して いるドメイ ン名数	[k] ruaタグおよ びrufタグを 共に設定し ているドメ イン名数
2020	3	1,558,263 (1,262,086)	830,931 (815,694)	17,281 (13,819)	4,633 (1,790)	1,088 (1,047)	11,528 (10,952)	32 (30)	8,902 (8,392)	3,262 (2,603)	70 (68)	5,047 (2,756)
2019	3	1,531,906 (1,246,225)	756,252 (742,091)	13,589 (11,006)	3,407 (1,313)	492 (470)	9,671 (9,205)	19 (18)	5,266 (4,975)	1,978 (1,557)	54 (54)	6,291 (4,420)

出典：（一財）日本データ通信協会と（株）日本レジストリサービスとの共同研究

JPドメイン種別毎

図表S-6-2 送信ドメイン認証技術の導入状況（種別毎）

ad.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	248 (201)	144 (142)	9 (8)	0 (0)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	2 (2)	3 (2)	0 (0)	4 (4)
2019	3	247 (206)	142 (141)	8 (7)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	2 (2)	4 (3)	0 (0)	2 (2)

ac.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	3,661 (3,459)	2,477 (2,461)	56 (56)	1 (1)	4 (4)	51 (51)	0 (0)	28 (28)	17 (17)	2 (2)	9 (9)
2019	3	3,644 (3,430)	2,268 (2,256)	40 (40)	1 (1)	4 (4)	35 (35)	0 (0)	18 (18)	12(12)	2(2)	8 (8)

co.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	431,048 (404,928)	299,517 (298,026)	4,248 (4,101)	263 (169)	272 (267)	3,702 (3,654)	11 (11)	2,909 (2,882)	646 (617)	19 (19)	674 (583)
2019	3	419,844 (394,569)	272,157 (270,847)	2,295 (2,219)	146 (93)	128 (126)	2,015 (1,994)	6 (6)	1,477 (1,466)	413 (398)	18 (18)	387 (337)

go.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	580 (417)	470 (389)	20 (20)	4 (4)	1 (1)	15 (15)	0 (0)	3 (3)	8 (8)	0 (0)	9 (9)
2019	3	578 (424)	477 (390)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)

or.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	37,467 (35,109)	25,461 (25,287)	254 (251)	11 (10)	14 (14)	229 (227)	0 (0)	167 (167)	36 (36)	0 (0)	51 (48)
2019	3	36,644 (34,339)	22,923 (22,753)	144 (143)	4 (4)	8 (8)	132 (131)	0 (0)	89 (89)	22 (22)	0 (0)	33 (32)

ne.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	12,516 (10,203)	6,331 (6,214)	197 (190)	9 (9)	17 (17)	171 (164)	0 (0)	116 (114)	49 (45)	1 (1)	31 (30)
2019	3	12,745 (10,395)	5,885 (5,780)	147 (141)	6 (6)	13 (13)	128 (122)	0 (0)	89 (87)	35 (33)	1 (1)	22 (20)

gr.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	5,755 (5,133)	3,210 (3,179)	52 (52)	5 (5)	5 (5)	42 (42)	0 (0)	30 (30)	9 (9)	2 (2)	11 (11)
2019	3	5,927 (5,285)	2,989 (2,960)	43 (43)	5 (5)	2 (2)	36 (36)	0 (0)	28 (28)	7 (7)	0 (0)	8 (8)



ed.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	5,407 (5,025)	3,491 (3,448)	46 (46)	1 (1)	5 (5)	39 (39)	1 (1)	36 (36)	7 (7)	1 (1)	2 (2)
2019	3	5,235 (4,942)	3,105 (3,071)	33 (33)	0 (0)	4 (4)	28 (28)	1 (1)	26 (26)	4 (4)	1 (1)	2 (2)

lg.jp

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	1,664 (1,229)	994 (983)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
2019	3	1,660 (1,219)	975 (963)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)

地域型・都道府県型

年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	12,719 (7,891)	4,822 (4,576)	211 (90)	127 (6)	5 (5)	78 (78)	1 (1)	59 (59)	141 (20)	1 (1)	10 (10)
2019	3	13,072 (8,115)	4,698 (4,449)	169 (48)	124 (3)	3 (3)	42 (42)	0 (0)	24 (24)	135 (14)	1 (1)	9 (9)

汎用

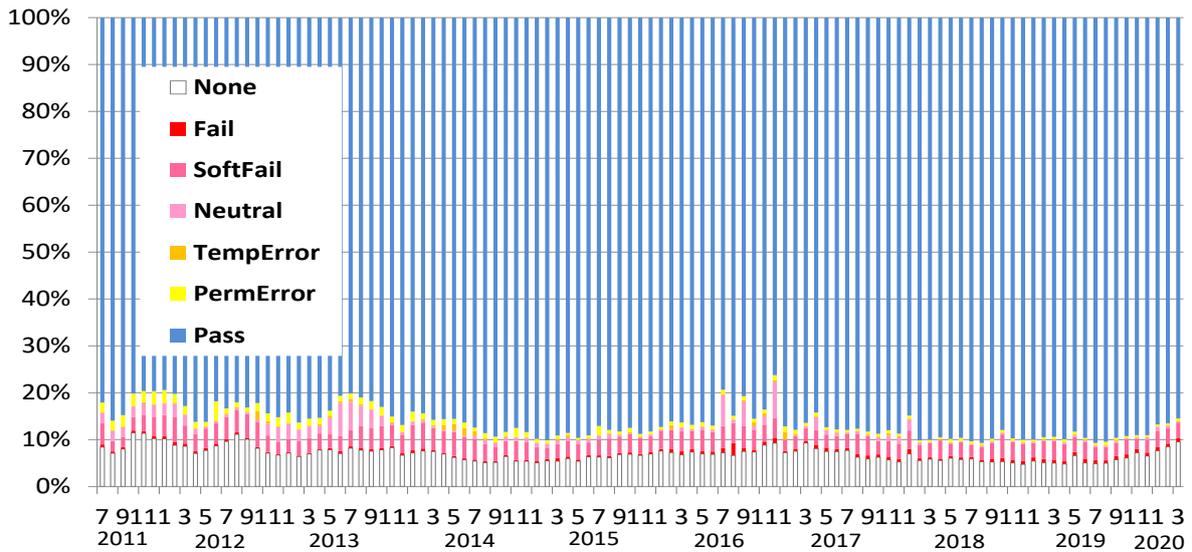
年	月	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]	[j]	[k]
2020	3	1,047,197 (788,491)	484,014 (470,989)	12,184 (9,001)	4,211 (1,584)	765 (729)	7,189 (6,671)	19 (17)	5,552 (5,071)	2,342 (1,838)	44 (42)	4,246 (2,050)
2019	3	1,032,220 (783,301)	440,633 (428,481)	10,699 (8,321)	3,117 (1,197)	329 (309)	7,241 (6,804)	12 (11)	3,513 (3,235)	1,341 (1,059)	31 (31)	5,814 (3,996)

出典：（一財）日本データ通信協会と（株）日本レジストリサービスとの共同研究

参考編第7節 送信ドメイン認証技術の認証結果

1 SPF の認証結果の推移 (2020年3月まで)

図表S-7-1 SPFの認証結果の推移



出典：電気通信事業者7社の協力により総務省がとりまとめ

※SPF 認証結果の意味は以下のとおり。

None : SPF レコードが宣言されていない

PermError : SPF レコードの文法的な誤りなど永続的なエラーで認証処理を実行できなかった

TempError : 一時的な問題で認証処理を実行できなかった

Neutral : 送信元のドメインでは、該当ホストが認証できたかできないかを明らかにしない

SoftFail : 認証は失敗であるが、はっきりと認証失敗としては扱ってほしくない

Fail : 認証が失敗した

PASS : 認証に成功した

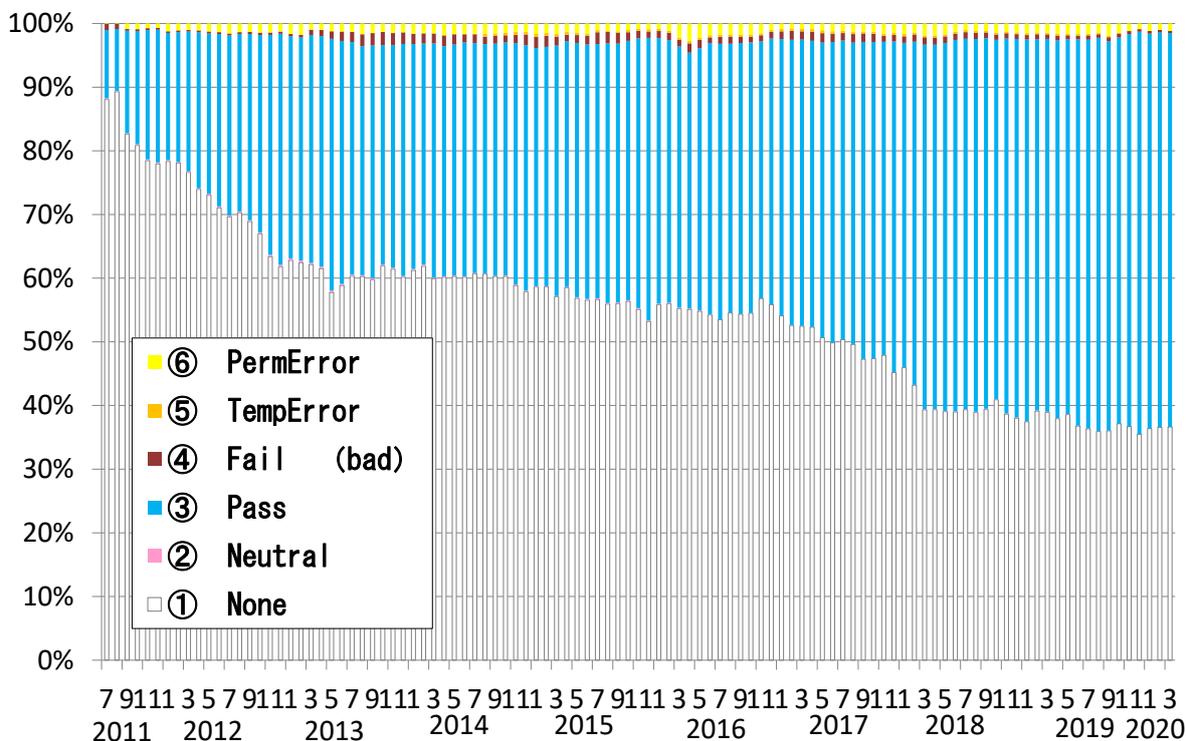
2019 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
None	4.80%	6.60%	5.04%	4.87%	4.97%	5.72%	6.07%	7.19%	6.47%	7.62%	8.46%	9.48%
PermError	0.51%	0.60%	0.36%	0.40%	0.66%	0.55%	0.45%	0.51%	0.42%	0.46%	0.47%	0.65%
TempError	0.21%	0.22%	0.19%	0.20%	0.23%	0.25%	0.29%	0.33%	0.36%	0.46%	0.57%	0.42%
Neutral	0.24%	0.26%	0.26%	0.23%	0.22%	0.24%	0.27%	0.24%	0.61%	0.87%	0.62%	0.26%
SoftFail	3.62%	3.25%	3.63%	2.79%	2.86%	2.85%	3.17%	2.25%	2.65%	3.50%	3.22%	3.34%
Fail	0.69%	0.75%	0.87%	0.78%	0.60%	0.78%	0.76%	0.73%	0.75%	0.72%	0.64%	0.76%
Pass	89.92%	88.31%	89.64%	90.72%	90.46%	89.62%	89.00%	88.75%	88.74%	86.37%	86.01%	85.10%



2 DKIM の認証結果の推移 (2020 年 3 月まで)

図表 S-7-2 DKIM の認証結果の推移



出典：電気通信事業者 4 社の協力により総務省がとりまとめ

※DKIM 認証結果の意味は以下のとおり。

None：メールに DKIM の電子署名が付与されていない

PermError：照合に必要なヘッダーが存在しない場合など永続的なエラーで認証処理を実行できなかった

TempError：一時的な問題で認証処理を実行できなかった

Neutral：メールは DKIM の電子署名が付与されていたが、DKIM の電子署名の文法上の誤りなどで、照合処理できなかった

Fail：メールに DKIM の電子署名が付与されており、その電子署名は受信者にとって受け入れられるものであるが、電子署名の照合が失敗し、認証が失敗した。

PASS：メールに DKIM の電子署名が付与されており、その電子署名は受信者にとって受け入れられるものであり、かつ、電子署名の照合が成功した

2019 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
None	37.93%	38.57%	36.77%	36.33%	35.93%	36.03%	37.00%	36.58%	35.38%	36.26%	36.48%	36.53%
PermError	1.62%	1.57%	1.63%	1.62%	1.44%	1.89%	1.54%	1.18%	0.88%	1.16%	0.99%	1.13%
TempError	0.28%	0.27%	0.26%	0.26%	0.24%	0.26%	0.29%	0.25%	0.25%	0.26%	0.25%	0.25%
Neutral	0.08%	0.07%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%
Fail	0.77%	0.64%	0.59%	0.68%	0.55%	0.63%	0.67%	0.48%	0.41%	0.43%	0.42%	0.36%
Pass	59.32%	58.88%	60.68%	61.05%	61.77%	61.13%	60.43%	61.45%	63.02%	61.83%	61.79%	61.67%

参考編トピックス：現行の特定電子メール法の詳細

(1) 法律の目的

電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールを利用することによる効用を十分に享受できる環境を整備する観点から、広告宣伝メールの送信についての規制などが行われています。

(2) 規制の対象となる電子メール

主として、広告宣伝を目的とする電子メール（SMTPを用いたもののほか、携帯して使用する通信端末機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末など）同士でメッセージを電話番号により送受信するサービス（例えば、SMS）も含む。）が規制の対象です。

(3) 規制などの対象となる者

- 電子メールの送信者及び送信委託者が規制の対象です。また、電気通信事業者に関する規定や、特定電子メール法の執行などに資する業務を行う登録送信適正化機関に関する規定も整備されています。

(4) オプトイン方式による規制（送信者・送信委託者への規制）

- 送信禁止
取引関係にある者への送信など一定の例外を除いて、受信者の同意を得ることなく広告宣伝メールを送信することが禁止されています。
- 同意を証する記録の保存義務
広告宣伝メールの送信に当たって、受信者の同意を証する記録を保存することが義務づけられています。
- 再送信禁止
受信者から、広告宣伝メールの受信を拒否する旨の通知を受けた場合は、その受信者に対する以後の送信が禁止されています。
- 表示義務
広告宣伝メールの送信に当たって、受信拒否の通知先など一定の事項を表示することが義務づけられています。

(5) 送信者情報を偽った送信の禁止（送信者への規制）

送信者情報（メールヘッダーに表示される電子メールアドレスや送信元の IP アドレスなど）を偽って広告宣伝メールを送ることが禁止されています。

(6) 架空電子メールアドレス宛ての送信の禁止（送信者への規制）

架空電子メールアドレス宛てに送信することが禁止されています。



(7) 電気通信事業者に関する規定

- 電子メールサービスの提供者によるサービスの提供拒否
電子メールサービスを提供する電気通信事業者は、特定電子メール法に違反する電子メールの大量送信などにより、電子メールサービスの円滑な提供に支障が出るおそれがある場合は、必要な範囲で、そのような電子メールの送信についてサービスの提供を拒否することができます。
- 電気通信事業者による情報の提供・技術の開発
電気通信事業者は、利用者に対し、広告宣伝メールなどによる電子メールの送受信上の支障を防止するためのサービスの情報提供や、技術の開発・導入に努めることとされています。
- 電気通信事業者の団体に対する指導・助言
総務大臣は、電気通信事業者の団体に対し、広告宣伝メールなどによる電子メールの送受信上の支障の防止に関して、指導・助言を行うように努めるものとされています。
- 総務大臣による研究開発などの状況の公表
総務大臣は、広告宣伝メールなどによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発の状況や、電気通信事業者におけるその導入状況を、少なくとも年1回公表することとされています。

(8) 総務大臣又は消費者庁長官に対する申出

広告宣伝メールの受信者は、(4)～(6)の規制に違反する送信があると認めるときは、総務大臣又は消費者庁長官に対し、適当な措置をとるべきことを申し出ることができます。また、電子メールサービスを提供する者は、(6)の規制に違反する送信があると認めるときは、総務大臣に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができます。総務大臣や消費者庁長官は、このような申出があった場合は、必要な調査を行わなければなりません。また、調査結果に基づき必要があると認めるときは、特定電子メール法に基づく措置など適当な措置をとらなければなりません。

(9) 登録送信適正化機関

総務大臣や消費者庁長官に対する(8)の申出を円滑に行うことができるようにするなど、特定電子メール法の執行を支援するため、同法には、総務大臣及び内閣総理大臣による登録機関(登録送信適正化機関)に関する規定が設けられており、総務大臣及び内閣総理大臣は、登録送信適正化機関に以下の業務を行わせることができます。

- 総務大臣又は消費者庁長官に対する申出をしようとする者に対する指導・助言
- 申出を受けての調査
- 広告宣伝メールに関する情報収集など

(10) 法律違反があった場合の措置など

- 報告徴収、立入検査
総務大臣又は消費者庁長官は、特定電子メール法の施行のために、広告宣伝メールの送信者又は送信委託者に対し、必要な報告をさせることができるほか、職員による立入検査を行うことができます。報告徴収があった場合に報告をしなかった場合・虚偽の報告をした場合や、立入検査を拒んだ場合は刑事罰の対象となります。
- 行政処分(措置命令)
総務大臣及び消費者庁長官は、以下の場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、送信者に対し、行政処分(措置命令)を行うことができます。また、送信委託者が同意の取得を行っている場合など、電子メールの送信について送信委託者に一定の責任がある場合には、送信者に加えて送信委託者に対しても措置命令を行うことができます。なお、措置命令に違反した場合は刑事罰の対象となります。
 - オプトイン方式による規制を遵守していないと認める場合
 - 送信者情報を偽った電子メールの送信をしたと認める場合
 - 架空電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信をしたと認める場合※措置命令は、総務大臣と消費者庁長官が共同で行います(ただし、架空電子メールアドレスを宛先とする送信についての措置命令は、総務大臣が単独で行います。)

- 刑事罰措置命令に違反した場合や、送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信した場合は、刑事罰の対象となります。

図表 5-7-3 特定電子メール法の主要な罰則

違反事項	罰則
送信者情報を偽った送信	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人の場合は行為者を罰するほか、法人に対して3,000万円以下の罰金）。 ※行政処分（措置命令）の対象ともなる。
架空電子メールアドレスあての送信 （電子メールの送受信上の支障を防止する必要があると総務大臣が認めるとき）	行政処分（措置命令）。 措置命令に従わない場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人の場合は行為者を罰するほか、法人に対して3,000万円以下の罰金）。
同意のない者への送信	
受信拒否者への送信	
表示義務違反	
同意を証する記録の保存義務違反	行政処分（措置命令）。 措置命令に従わない場合、100万円以下の罰金（法人の場合は行為者を罰するほか、法人に対して100万円以下の罰金）。
報告徴収を受けた場合の報告の懈怠 立入検査に際しての検査忌避	100万円以下の罰金

- 電気通信事業者などへの情報提供の求め
総務大臣は、特定電子メール法の施行のために、電気通信事業者などに対し、電子メールアドレス、IPアドレス、ドメイン名などの契約者情報の提供を求めることができます。これにより得られた情報は、迷惑メール送信者の特定に役立てられます。
- 外国執行当局への情報提供
総務大臣は、外国の迷惑メール対策法令の執行当局に対して、職務の遂行に有用であると認める情報を提供できます。例えば、外国からの迷惑メールの送信において、当該国の執行当局に対して、送信者についての情報提供を行い、措置を要請できる場合もあります。

(11) 省令・ガイドライン

特定電子メール法の運用に当たっての詳細な事項は、以下の省令によって定められています。

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則
オプトイン方式による規制の例外、同意を証する記録として保存すべき事項・保存すべき期間、表示が義務づけられる事項の詳細などが規定されています。
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令
特定電子メール法の規律の対象となる電子メールの通信方式が規定されています。
- 特定電子メールの送信等に関するガイドライン
法律及び施行規則の解釈を明確化するとともに、広告宣伝メールの送信に当たって推奨される事項を示すため、「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」が定められています。

(12) 主務大臣

内閣総理大臣、総務大臣が、主務大臣とされています。なお、内閣総理大臣の権限は、一部を除いて^{注148}消費者庁長官に委任されています。

^{注148} 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令



参考編トピックス：現行の特定商取引法による電子メール広告規制の詳細

(1) 法律の目的

特定商取引（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(2) 規制の対象となる「電子メール広告」

通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）、業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、資格商法、モニター商法など）の形態で消費者と取引をする場合において、事業者が、取引の対象となる商品や役務などについて電子メールにより広告をする場合が規制の対象です。

(3) 規制の対象となる者

消費者と契約を締結しようとする販売業者等のほか、販売業者等から、電子メールに関する以下の業務を一括して受託している電子メール広告受託事業者等も規制の対象です。

- (ア) 消費者から電子メール広告の送付についての請求や承諾を得る業務
- (イ) 消費者からの請求や承諾の記録を作成し、保存する業務
- (ウ) 送信する電子メール広告に、消費者が受信拒否の意志を表示するための方法や連絡先などを表示する業務

(4) オプトイン方式による規制

- (ア) 送信禁止
消費者からあらかじめ請求や承諾を得ていない限り、電子メール広告を送ることは、原則的に禁止されています。
- (イ) 再送信禁止
電子メール広告の送信を拒否した消費者に対しては、それ以後、電子メール広告を送ることが禁止されています。
- (ウ) 請求や承諾の保存義務
電子メール広告を送信することについて消費者からの請求や承諾を受けた場合は、その記録を保存することが義務づけられています。
- (エ) 表示義務
販売業者等が送信する電子メール広告には、電子メール広告を拒否する方法などの一定の事項を表示することが義務づけられています。
- (オ) その他
以下の行為も禁止されています。
 - いわゆる「ワンクリック詐欺」（販売業者等が消費者から申込みを受ける場合に、パソコンの操作等が契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示しない行為）。
 - 消費者に分かりにくい形で、電子メール広告を行うことについての請求・承諾を得ようとする行為。
 - オプトイン方式の規制に違反している者に、(3)の(ア)から(ウ)の業務を一括して委託する行為。

(5) 法律違反があった場合の措置など

(ア) 刑事罰

請求・承諾のない者への電子メール広告の送信、受信拒否者に対する電子メール広告の送信、請求・承諾があった旨の記録の保存義務違反などの場合は、刑事罰の対象となります。

(イ) 行政処分（指示又は業務停止命令等）

主務大臣は、以下の場合において、消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、販売業者等に対して行政処分（指示又は業務停止命令等）を行うことができます。指示又は業務停止命令等に違反した場合は刑事罰の対象となります。

- 請求や承諾をしていない消費者に電子メール広告を送信した場合
- 電子メール広告の提供を拒否した消費者に電子メール広告を送信した場合
- 請求や承諾の記録を作成・保存しなかった場合や、虚偽の記録を作成・保存した場合
- (4) (オ)に掲げる行為を行った場合

(ウ) 報告徴収、立入検査

主務大臣は、特定商取引法の施行のために、販売業者等に対し、報告や物件の提出を命ずることができるほか、職員による立入検査を行うことができます。報告徴収を受けた場合に報告をしなかった場合・虚偽の報告をした場合や、立入検査を拒んだ場合は刑事罰の対象となります。

(エ) 販売業者等と取引する者への報告命令

主務大臣は、特定商取引法の施行のために、販売業者等と取引する者に対し、販売業者等の業務や財産に関して参考となるべき報告や資料の提出を命ずることができます。例えば、販売業者等と取引をする銀行に対し、口座番号を手がかりに、販売業者等の住所などの契約者情報の提出を命ずることが可能です。

(オ) 電気通信事業者などへの情報提供の求め

主務大臣は、特定商取引法の施行のために、電気通信事業者などに対し、電子メールアドレス、IP アドレス、ドメイン名などの契約者情報の提供を求めることができます。

(カ) 主な罰則

主な罰則をまとめて図表 3-1-9 に記します。

図表 3-1-9 特定商取引法の主な罰則

違反事項	罰則
請求・承諾のない者への電子メール広告の送信	100 万円以下の罰金
拒否者に対する電子メール広告の送信	
請求・承諾があった旨の記録の保存義務違反	
請求・承諾のない者や拒否者へ送信された電子メール広告における誇大広告や表示義務違反	1 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金 (又はこれらの併科)
業務停止命令等違反	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 (法人の場合は 3 億円以下の罰金)
指示違反	6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (又はこれらの併科)

(6) 省令・ガイドライン

■ 特定商取引に関する法律施行規則

特定商取引法の運用に当たった詳細な事項は、特定商取引に関する法律施行規則に定められています。具体的には、オプトイン方式による規制の適用が除外される場合、請求・承諾があったことを証する記録として保存すべき事項・保存すべき期間、表示が義務づけられる事項の詳細などが規定されています。



電子メール広告をすることの承諾・請求の取得等に係る「容易に認識できるように表示していないこと」に係るガイドライン

特定商取引法においては、消費者に分かりにくいやり方で電子メール広告を受けることについての承諾・請求を行わせようとする行為が、行政処分の対象とされていますが、どのようなケースが行政処分の対象となり得るかを明確化するため、「電子メール広告をすることの承諾・請求の取得等に係る『容易に認識できるように表示していないこと』に係るガイドライン」が定められています^{注149}。

図表 S-7-5 消費者が商品を購入したショッピングサイトなどにおける承諾の取り方

(画面例) 容易に認識できる例

注文確認

注文内容を確認し、注文を確定して下さい。
下記の注文内容が正しいことを確認してください。
〔注文を確定する〕ボタンをクリックするまで、実際の注文は行われません。

お届け先 変更
経済 太郎
〒100-xxxx
東京都千代田区霞が関x-x-x

支払方法 変更
△△カード xxx-xxx
有効期限: 07/2020

注文明細 変更

商品	単価	数量	小計
商品 (1)	1,000円	1個	1,000円
		送料	200円
		消費税	120円
		合計	1,320円

発送方法: 宅急便 変更

今後、当社からのお知らせ（商品についての広告メール）を受け取ることを希望します。（希望しない方はチェックを外して下さい。）

[TOPに戻る](#) (注文は確定されません)

デフォルト・オン方式

送信（注文）ボタンに近接して記載

デフォルト・オンの表示について、画面の中で消費者が認識しやすいように明記（例：全体が白色系の画面であれば、赤字で明記するなど）

(7) 主務大臣

内閣総理大臣、経済産業大臣及び事業等所管大臣が、主務大臣とされています。また、電子メール広告受託事業者に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣が主務大臣とされています。なお、内閣総理大臣の権限は、一部を除いて消費者庁長官に委任されており、消費者庁長官に委任された権限の一部は、経済産業局長に委任されています。

^{注149} 消費者庁「特定商取引法ガイド」<https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20200331ra06.pdf>